利用契約書

要支援及び要介護認定を受けた利用者（以下「契約者」という）と社会福祉法人 すみれ会が設置運営する短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業者」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下「居宅サービス」という）等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章　総　則

第１条（契約の目的）

１．事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第４条及び第５条に定める居宅サービスを提供します。

２．事業者が契約者に対して実施する指定居宅サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「居宅サービス計画」という）は、別紙の各サービス計画書に定めるとおりとします。
　ただし、事業者は、居宅サービス計画が作成されるまでの間、契約者の能力に応じて、適切な介護サービスを提供します。

３．契約者は、第17条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第２条（契約の有効期限及び更新）

１．本契約の期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定有効期間満了日までとします。
　ただし、契約期間満了日以前に、契約者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

２．契約期間満了の７日前までに契約者から文書によって契約終了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

３．前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、期間満了日の日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。又、この更新後における契約期間中に契約者の要介護状態区分の変更があった場合の契約期間は、１項ただし書と同様の取扱とします。

第３条（個別の居宅サービスに係わる介護計画の決定・変更）

１．事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って契約者の個別の居宅サービスに係る介護計画（それぞれのサービスの介護計画）を指す。（以下「個別サービス計画」という）を作成するものとします。

２．事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

３．事業者は、個別サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。

４．事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及び家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及び家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
５．事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、契約者及び家族等に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第４条（介護保険給付対象サービス）

事業者は､介護保険給付対象サービスとして、事業所において、居宅サービスの契約者に対して、入浴、排せつ､食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、健康管理等のサービスを提供するものとします。

第５条（介護保険給付対象外のサービス）

１．事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

一　居室の提供

二　食事の提供

三　契約者に対する理美容サービス

四　別に定めるところ(※重要事項説明書に記載)に従って行う契約者からの貴重品の管理

五　事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

２．前項の他、事業者は、契約者との合意によって別に定めるところ(※重要事項説明書に記載)に従って行うサービス及び日常生活において通常必要となるものに係るサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

３．事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを提供するものとします。

４．前３項について、その利用料金は契約者が負担するものとします。

５．事業者は前３項に定めるサービスの提供について、必要に応じて契約者及び家族等に対してもできる限りわかりやすく説明するものとします。

第６条（契約期間と利用期間）

１．本契約でいう「契約期間」とは、第２条に定める契約期間をいい、「利用期間」とは、第２条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に居宅サービスを実施する期間をいいます。

第７条（運営規程の遵守）

１．事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

２．本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者及び家族等ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者及び家族等に対して事前に説明することとします。

３．契約者及び家族等は、前項の変更に同意することができない場合には､本契約を解約することができます。

第二章　料　金

第８条（サービス利用料金の支払い）

１．契約者は、要介護度に応じて第４条に定めるサービスを受け、厚生労働省が定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分。）通常はサービス利用料金の1割（又は2割、又は3割）を事業者に支払うものとします。
ただし、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合又は居宅サービス計画が作成されてない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））

２．第５条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

３．前項の他、契約者は各サービスについて、居住費、食事代と契約者の日常生活上必要となるおむつ代を除く諸費用実費を事業者に支払うものとします。

４．前３項に定めるサービス利用料金は１ヶ月ごとに計算し、契約者は口座振替により支払うものとします。

第９条（居宅サービス利用の中止・変更・追加）

１．契約者は、居宅サービスの利用開始前において、居宅サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者は利用開始日、又は利用期日の前々日までに事業者に申し出るものとします。

２．契約者が、利用開始日または利用期日の前々日までに利用の中止を申し出なかった場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を契約者にお支払いいただく場合があります。
　ただし、契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

３．事業者は、第１項に基づく契約者からの居宅サービス利用の変更・追加の申し出に対して、満床等により、契約者の希望する日に居宅サービスの提供ができない場合、他の利用可能期間、又は利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

４．契約者は、居宅サービスについて、第６条に定める利用期間中であっても、第11条第３項及び第４項等の場合は利用を中止することができます。

５．前項の場合に、契約者は、すでに実施された居宅サービスに対する利用料金支払義務及び第13条３項、その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。

６．第４項により契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第10条（利用料金の変更）

１．第８条第１項に定めるサービス利用料金及び第８条第３項に定める居室料及び食事代等の自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

２．第８条第２項及び第３項に定めるサービス利用料金（居室料及び食事代の自己負担額を除く）については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者及び家族等に対して、変更を行う日の１ヶ月以上前までに文書にて連絡したうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

３．契約者及び家族等は、前２項の変更に同意ができない場合には、本契約を解約することができるものとします。

第三章　事業者の義務等

第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

１．事業者及びサービス従事者は、サービスの提供に当たって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。

２．事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業者の嘱託医又は看護職員もしくは主治医、又はかかりつけ医又は協力医療機関と連携し、契約者及び家族等からの聴取確認のうえでサービスを実施するものとします。

３．サービス利用中において前項で受診の必要があると判断された場合等は、契約者及び家族等の同

意のもと自宅へ移送等の措置を講じるものとします。又、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合も同様の手順で対応するものとします。

4．前２項について、家族等に連絡が取れない場合や、対応が困難な場合は、速やかにかかりつけ医療機関及び協力医療機関への連絡や移送等の必要な措置を講じるものとします。なお、移送等に掛かる費用は、重要事項説明書の「入退所以外の送迎」を参考にするものとします。

5．事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

6．事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

7．事業者は、契約者及び家族等の請求に応じて各サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第12条（守秘義務等）

1．事業者、サービス従事者は、各サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。なお、この守秘義務は、本契約終了後も継続します。

2．事業者は、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3．前２項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図る場合や、第22条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合等、正当な理由がある場合には、契約者又は家族等同意を得たうえで、契約者又は家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章　契約者の義務

第13条（契約者の施設利用上の注意義務等）

1．契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2．契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り､必要な措置をとることを認めるものとし　ます。ただし、その場合事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3．契約者は、事業所の施設設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4．契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第14条（契約者の禁止行為）

契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

一　施設敷地内での喫煙

二　サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うこと

三　入所規則その他において、事業者が定めた以外の物の持ち込み

第五章　損害賠償

第15条（損害賠償責任）

1　事業者は、本契約に基づくサービス提供に当たって、故意又は過失により、契約者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、契約者に故意又は過失が認められ、かつ契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2　事業者は自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

（1）契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

（2）契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

（3）契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

（4）契約者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第16条（事業者の責任によらない事由による各サービスの実施不能）

1．事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2．前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章　契約の終了

第17条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　契約者が死亡した場合

二　要介護認定により契約者の心身の状況（要介護度）が非該当と判定された場合

三　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりを閉鎖した場合

四　施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

五　事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

六　第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第18条（契約者及び家族等からの中途解約等）

1．契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

2．契約者は、第７条第３項、第10条第３項の場合には、本契約を即時に解約することができます。

３．契約者が、第１項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

第19条（契約者及び家族等からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一　事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

二　事業者もしくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合

三　事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四　他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第20条（事業者からの契約解除）

１．事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一　契約者及び家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二　契約者による、第８条第１項から第３項に定めるサービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

三　契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

四　契約者、身元引受人、家族等が施設従業員或いは他の利用者その他の関係者に対してハラスメントや暴力、脅迫、威嚇、その他身体に対する危険を及ぼす行為や侮辱、名誉毀損、差別発言、執拗な要求、その他著しく精神的負担を与える行為、長時間の不当な要求、繰り返しのクレーム、合理的範囲を超える要求の強要、性的言動、わいせつな発言・接触その他のセクシャルハラスメントに該当する行為、常識を逸脱し、施設運営又は他の入所者の生活を妨げる行為を行ったとき

五　契約者、身元引受人、家族等が施設従業員或いは他の利用者その他の関係者の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき

六　身元引受人またはその家族等が、契約者のサービス利用に関する事業者の助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否し、或いはは全く反応しないこと、事業者の運営を阻害する行為があると事業者が判断した時

２．前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、第21条2項で定める料金は契約者の負担とします。

第21条（居室の明け渡しー精算ー）

１．契約者は、第17条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第３項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行したうえで、居室を明け渡すものとします。

２．契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る保険適用外（4段階10

割負担）の料金（重要事項説明書に定める）の倍額を事業者に対し支払うものとします。

第22条（身元引受人）

１．　身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。

２．　前項の身元引受人の負担は、極度額100万円を限度とします。

３．　契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることができないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。

４．事業者は、契約者に身元引受人がいない場合において、本契約終了後に残置物その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には､その金銭と相殺できるものとします。

５．契約者及び家族は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるように努めます。

６．事業者は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、サービスの計画の変更等があったときには、これを通知することとします。

第七章　その他

第23条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者及び身元引受人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第24条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者もしくは身元引受人と誠意をもって協議するものとします。

第25条（身元引受人の指定）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者を身元引受人と定め、本契約書における契約者の権利義務に係る事務処理等について、これを委任することにあらかじめ同意します。

記

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　続　柄＿＿＿＿＿＿

私は、本契約を書面に基づき説明を受け、サービスの提供開始に同意し、契約を交わす事を締結します。
上記の契約を証するため、本書２通を作成し、事業者並びに契約者等が署名のうえ、各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

事業者住所　　〒655-0048　神戸市垂水区西舞子６丁目１番13号

事業者名　　社会福祉法人 すみれ会

代表者　　下　田　　修　司　　印

事業所名　　舞子すみれ園　ショートステイ

説明者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〒

契約者
住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ､私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

〒

署名代行者
住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（契約者との関係　　）

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿